

# 近世関東における市町と市掛商人の展開

岡村 治

- I. はじめに
- II. 市庭の風景
- III. 市引きと町立て
- IV. 市と絹買宿
- V. 市掛商人の展開
- VI. おわりに

## I. はじめに

江戸時代初頭、寛永期までのおよそ30~40年間、関東では江戸が流通核心として急成長を遂げる一方で、戦国期の市町や城下町の淘汰が進行し、後北条氏の支城領を単元とした市場圏は大きく変貌した。新しく城下町が建設され、また市町も、江戸を結ぶ流通の中継拠点としての新宿や河岸場の整備と関わりつつ形成された。関東の六斎市は、この新たな都市形成と連動して設立された事例が多い。

しかしながら、この戦国期から江戸時代初頭の空間再編成については、いまだ課題とすべき問題が数多く残されている。なかでも、流通組織と市場圏の再編が当該期の都市-村落関係とどのように影響しあい、相互の変化はいかなるものであったと考えることができるか、などは素朴な疑問ながらも重要な問題と考えたい。それは関東における多くの都市がこの時期に基盤形成されたものであり、その後の都市と村落の関係を強く方向付けたとみられるからでもある。

従来、中世から近世への市場圏の地域的展開に連続面と不連続面とを析出しようとする試みは、ともすれば生産基盤の変化をもって

代弁させようとする傾向が強く、流通の拠点としての市町成立とその商人の活動との関連づけは乏しいように思われる。さらに、市と町を別々に捕捉する方法が多く用いられたため、両者のそれぞれの機能が強調されてしまい、江戸時代の関東や越後をはじめとする東日本各地に広範にみられた「市町=六斎市」という現象を十分に説明することができなかった。

六斎市の成立と展開から都市-村落関係をみるうえで、筆者はつぎの2つの視点を重要視している。

まず1つは、戦国末期から江戸時代にかけて成立する六斎市の重要な特徴である、市の成立(市立て)と町の成立(町立て)とが一体的に進行した事実への注視である。六斎市の成立は市の開催を前提とした都市形成、つまり「市町」形成と不可分であった点を注目したい。市の場の特性や成立経緯の特質をふまえた、六斎市成立に係わる市と町の関係、町と周辺村落との関係の実態解明が求められる。

つぎに、江戸時代の六斎市の広範な展開を支えた商人像を検討する必要がある。近年、中世商業史を中心として「市庭商人」をめぐる議論が再び深化しつつあるが<sup>1)</sup>、その通時的変化についての言及は乏しい。そのことは、江戸時代前期における市庭商人の活動がほとんど未解明であることと強く関係していよう。さらに、江戸時代中期、関東西部の六斎市が絹取引に機能特化していくなかで、絹市をめ

ぐる商人の活動にどのような変化を生じさせたのか。地域の生産活動と流通の関係変化のなかで六斎市の機能的変化も検討されねばならない。六斎市を巡る商人の実態とその変化が都市-村落関係とどのように関連していたのかについての究明がもう1つの視点である。

こうした市町形成の具体的経緯をあらわす事象は、江戸時代前期の秩父地方を中心とした関東西部に比較的明瞭に見ることができる。秩父地方を含む関東西部は、天正末年から慶長初年(1590年~1600年)にかけて、後北条氏支配から徳川氏直轄領への変化に並行して、多くの市町が新設された地域として知られる<sup>2)</sup>。そして、おおよそ寛文・延宝期(1660年~1680年)頃から絹取引に特化した六斎市に転化していく傾向が認められる。

そこで、本稿ではつぎのように検討をすすめたい。まずはじめに、市町の特徴を「かたち」と「しくみ」から抽出することに留意し、市庭の「居座」と「市見世」に着目して六斎市の「場」の特性を具体的に検討する。つぎに、戦国末期から江戸時代初頭にかけての秩父地方小鹿野を事例に「市引き」と「町立て」から市町形成を検討し、また大宮郷の絹市と絹買宿をめぐる流通の変化を事例に市と町の機能的関係について論じる。さらに、市と市を繋いで定期市場網を地域に存立させた市掛商人の活動とその組織について、江戸時代前期の連雀商人と塩売商人、江戸時代中・後期の香具商人仲間に焦点をあて、その活動の実態と組織について検討する。最後に、以上を通じて明らかになったことがらと都市-村落関係についての課題を整理し、むすびに代えたい。

## II. 市庭の風景

近年、江戸時代初頭における六斎市の「場」の景観を読み解くいくつかの試みが進行している<sup>3)</sup>。資料的に制約が多い事象ではあるが、筆者は「居座」と「市見世」に注目すること

で有効な手がかりが得られると考えている。居座とは、商人個々の扱う商品とその売場を町屋敷に対応づけて「市庭」に割り振ったもので、単純に言い換えれば市場の見世(店)割と同義であった。江戸時代の市庭は町通と屋敷との間に設けられた奥行き1間ないし2間の空間で、市日に見世を張るために用意されていた。これを概略的に図示したのが図1である。六斎市の商いは、この市庭を主軸としながら町通や屋敷内の空間も売場に利用し、さらに町屋敷自身の商業活動をも加えた、市町を総体とする「場」で構成されていたと考える。

榛沢郡寄居(現、大里郡寄居町)では、寛永8年(1631)に「市場割定之帳」<sup>4)</sup>が作成され、そこには炭宿・薪宿・塩宿・石(穀)宿といった「宿」を付された商品が町屋敷に割り振られており、他の居座の商品と同列に記載されている。これら「宿」は当該商品の集荷や卸を業態とする常設店舗化した町屋敷を指していると推断される。さらに、炭宿や薪宿が町並みの端、上町の山間部側入口近くに位置することをみても(表1)、六斎市は町屋敷自身の商業活動を前提にして、市町形成と不可分な関係にあったことが指摘できる。

市見世には、市庭を含んだ屋敷地内の「内見世」「前見世」と、町通を売場とした「中見世」「高見世」とが存在した(図1参照)。この類型は単に売場や見世形態の相違にとどまらず、見世賃の徴収や商人の呼び寄せなど、市見世差配の違いを表してもいた<sup>5)</sup>。すなわち、内見世・前見世など屋敷地内の市見世については町屋敷主が差配し、それに対し町通の中見世は市頭の差配下にあった。こうした権限をもった市頭の存在は関東の六斎市にひろく見出され、下総国佐原のように、それを戦国末期に市立ての功績によって領主から与えられた特権と主張した例もあった<sup>6)</sup>。多くの場合、市頭は中見世の商人に筵を貸し与え、「筵賃」(=見世賃)を徴収する権利を有した

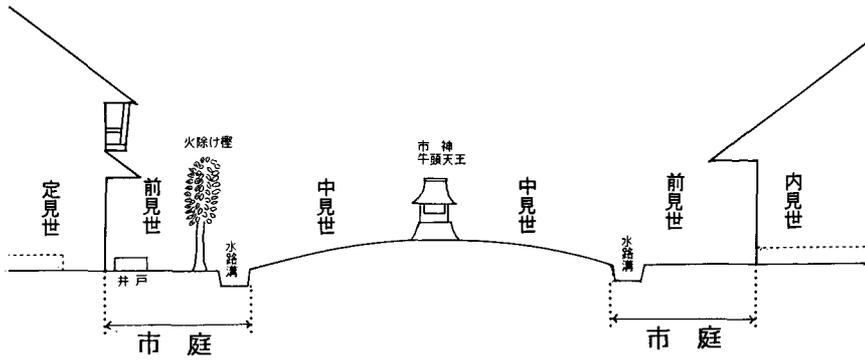


図1 市庭と市見世（江戸時代期の小鹿野を想定）

表1 寛永8年寄居六斎市の見世割（上町分）

| 南側    |                   | 北側      |       |
|-------|-------------------|---------|-------|
| 屋敷主名  | 取扱商品（座）           | 取扱商品（座） | 屋敷主名  |
| 彦右衛門  | 薪宿                | 薪宿      | 茂左衛門  |
| 五郎右衛門 | 薪宿                | 薪宿      | 孫左衛門  |
| 平左衛門  | 薪宿                | 炭宿      | 七左衛門  |
| 七郎左衛門 | 薪宿                | 炭宿      | 梅津    |
| 与五右衛門 | 炭宿                | くだ物     | 太郎右衛門 |
| 与十郎   | 炭宿                | くだ物     | 次郎右衛門 |
| 右馬之丞  | 炭宿                | くだ物     | 七郎右衛門 |
| 九右衛門  | 絹・綿・ふと物           | 塩宿・塩買馬  | 与惣左衛門 |
| 関根    | あい物・塩             | 塩宿・塩買馬  | 善右衛門  |
| 助右衛門  | 塩・まい売り            | 塩宿・塩買馬  | 次郎右衛門 |
| 四郎右衛門 | まい売り・苧売り          | たばこ     | 図書    |
| 小左衛門  | 紙                 | たばこ     | 五兵衛   |
| 勘解由   | 鍛冶                | 石宿      | 孫兵衛   |
| 勘解由   | 染・あい              | 石宿      | 市左衛門  |
| 八右衛門  | げん石買馬             | 石宿      | 次左衛門  |
| 惣九郎   | げん石 <sup>1)</sup> | 糍・いもふじ  | 善左衛門  |
| 織部    | げん石               | 高ミセ・きざみ | 八兵衛   |
| 隼人    | 志と <sup>2)</sup>  | 高ミセ・きざみ | 孫兵衛   |
| 源左衛門  | 繰綿                |         |       |
| 長助    | 繰綿                |         |       |

1) 下町の記載中に「但、大豆八石宿四軒へ思いより次第」とあることから、穀類全般を指すと考えられる。

2) 目下のところ不明である。

(注4により作成)

が、そのほかにも、秩父郡小鹿野のように「連雀宿」を営む事例<sup>7)</sup>、比企郡小川の初市における市神天王宮の神事興行を司ったこと<sup>8)</sup>などが知られる。これら市頭の系譜的起源は、いずれも六斎市の開始時に遡ることができ、市町の成立過程と強く結びついていることが確認

できる。

### III. 市引きと町立て

秩父郡小鹿野町の岩田家文書には小鹿野六斎市の成立経緯を記した史料が収められている。それによれば、小鹿野の市は、岩田忠兵

衛が町立てされた小鹿野に移住し、その際に市を薬師堂から持参したことで慶長4年(1599)に始まるという。

「岩田家系図」<sup>9)</sup>によると、岩田家の初代および二代の四郎兵衛は「薄村薬師堂に居住」とある。薄村(現、両神村)薬師堂は、小鹿野から赤平川上流へ4kmほど遡った集落である。江戸時代前期の小鹿野の諸事来歴を記した「小鹿野町由緒書」<sup>10)</sup>は、薄村薬師堂に居住した岩田家三代目忠兵衛が、小鹿野が町場となった際に自ら移住するとともに、「此時薄村薬師堂より市持参致すなり、小鹿野へ市引くなり」と記している。

薬師堂在住時の岩田忠兵衛の属性については、すでに田中圭一が提示しているように<sup>11)</sup>、戦国期に村長茂木氏が代官岩田氏の被官となったことで岩田姓を与えられたと考えられる。そして北条氏邦領下にあつては岩田氏(茂木氏)が市頭となって薬師堂の市を開催していたと推定できる。

すなわち、「市引き」という行為は、旧来の市開催権を有する人物によって市が移動されることを指していたと理解できる。このことは、「市立て」が「町立て」に自動的に付帯したのではなく、市の開催権を有する人物を町へ招聘し、従来の市を継承する「市引き」によって成立したことを示す点できわめて重要な意味をもっている。

さらに、「小鹿野町由緒書」に記載される小鹿野重立衆6家は、図2に示すように、もとは西秩父の主要な谷々の合流点に居を構え、町立てに際して小鹿野に移住してきた家々であった<sup>12)</sup>。いずれも戦国期にはそれぞれの谷筋をおさえる代官的商人であったと思われる。重立衆6家は、小鹿野の上町・中町・下町の各町に2家ずつ配置され、そのうち市頭は上町では岩田、中町では吉田、下町では出浦の3家が勤めたという。割元役にも任じられた岩田忠兵衛は徳川氏代官大河内金兵衛から屋敷を拝領したと伝え、出浦太郎右衛門は太田

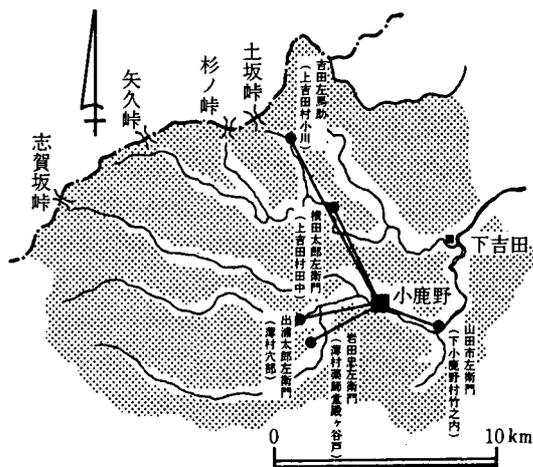


図2 小鹿野重立衆と前住地(注10により作成)

部村の年貢換金を請け負う<sup>13)</sup>など、これら重立衆の来歴と職能には代官主導の町立てとの強い関連が看取される。徳川氏代官支配の関東西部では、慶長期の陣屋設置に連動した町立て事例が多いことから、小鹿野にみられる「市引き」と「町立て」のケースは、この時期の市町形成の一つの典型と想定することが可能であろう。

#### IV. 市と絹買宿

つぎに、市と町の機能的関係について、秩父郡大宮郷(現、秩父市)の絹市に注目して検討を進めてみよう。大宮郷絹市は、江戸時代中期にはすでに産地集荷市場として秩父地方の中心的地位を確立し、広域の集荷圏が形成されていた。市の売り手には、生産者の他に、村々から絹を買い集めた「絹羅商人」が多数存在していた。とくに妙見社祭礼に付随した絹大市には、秩父谷の外、神流川流域諸村からも、商人がグループで大宮郷を訪れていた<sup>14)</sup>。絹市の買い手は「代買」を業となす大宮郷の絹買宿を中核とし、「自分買」の商人らを加えて構成されていた。

絹買宿の業態は、大宮郷新井家が江戸の三井越後屋と結んだ代買契約<sup>15)</sup>にみられるよう

表2 大宮郷における絹買宿の町別分布(宝永6年)

| 町域 | 絹買宿人名                                    |
|----|--|
| 上町 | 孫右衛門 弥次兵衛                                |
| 中町 | 市郎兵衛 平九郎◆ 藤右衛門 藤兵衛 甚助◆                   |
| 下町 | 七左衛門◆ 忠左衛門● 四郎兵衛● 重郎左衛門● 源右衛門◆ 又左衛門 五左衛門 |
| 裏町 | 市郎左衛門                                    |

●=名主、◆=長百姓(組頭) (注16により作成)

に、都市呉服問屋が派遣する買方役人(買付人)の定宿を基底としたようだが、通常は呉服問屋から送られた買付資金をもとに注文の品数を絹市場で買い調べ、代買口銭と定宿雑用費を利益とするものであった。宝暦期、新井家と三井越後屋とは、秩父と江戸との間を飛脚を用いて頻繁な連絡を取り合い、六斎市の市間5日で品数注文、買付資金の送金、仕入荷の搬送を回転させていた。このような絹買宿と絹市をめぐる流通のしくみは、次に掲げる宝永6年(1709)の史料<sup>16)</sup>に示されるように、すでに江戸時代前期には形作られていたとみることができる。

覚

- 一、大宮町市之義猥りニ付、廿六日之町より市場>>ニ市立申度願申出候ニ付、町年寄打寄相談之上相極メ申趣
- 一、市之義先年之通り市場>>に相立可申事
- 一、絹市之事、朝五ツ時より市場へ出売買可致事、尤うちにて売買申事無用、若売買候ハ其絹定使方へ取上候様に相談申付候、右之絹売手買手両損
- 一、絹買之儀、ゆたん壱つに銭五文ツ>定使方へ毎市宿之面々より相心得可渡之筈、相談相定候、并当地せり共に絹買に出候分ハ五文宛可出候
- 一、かそ之儀ハ、先年之通其市場>にて売買仕候筈に相談相定申候

(以下略)

これによれば、当時の絹市が活況を呈しつ

つも、絹買宿を中心とした取引が専横化し、従前の規範が守られなくなっている様子が見えがえる。この史料は町役人と絹買宿・楮売宿との間で取り交わされた約定であり、その主旨は六斎市を従前の規約のとおり行うことを確認した点にある。すなわち、町並みを6つに区分して市場を巡立て(ローテーション)することの遵守を申し合わせたのである。とくに3番目の箇条で、絹の商取引を絹買宿(町屋敷内)で行うことを禁じ、必ず「市場」で行うべきことを確認し、違反者には商品の現物没収を規定している部分に注意したい。「うちにて売買」は「家買家売」と同義であり、絹の流通が市場を介さずに絹買宿で取引されていた実態があり、そのことが市場区域の乱れを招く大きな問題となっていたと想定される。

同史料の末尾にはこの約定に押印した絹買宿の面々が列記されており、それらを大宮郷の町ごとに整理したのが表2である。絹買宿は上町や裏町に比して下町と中町に多く、その分布は偏在していたことが明らかである。宝永期、絹買宿の町内分布が下町と中町に偏在した事実は、大宮郷の市町形成の特質と深く関係していると考えられる。

大宮郷の町並みが段階的に形成されたとする田中達也の見解<sup>17)</sup>は注目を要する。それによれば、天正18年(1590)以前に下町と中町を範囲とした町の原型が先に成立しており(第1次町立て)、慶長期前半に新たに上町を加える(第2次町立て)ことで町割を完成させたと想定している(図3)。さらにそこには、妙見十二騎の伝承をもち妙見社領との結びつきの強い下町、今宮坊・八大社領と久保家を中心とした中町、両町の家分家や新たな転入者で構成された上町と、各町には異なる集团的性格を認めることもできる。

ところで、上・中・下の3町で巡立てしていた大宮郷の六斎市は、宝永期にはその市日を次のように分配していた。

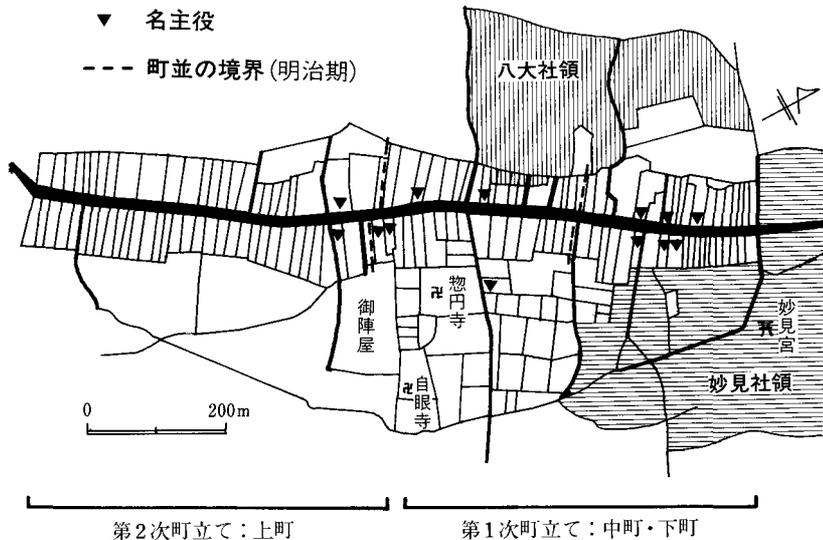


図3 大宮郷の段階的町立て（田中達也論文（注17）をもとに一部加筆）

上町 1日・26日

中町 6日・16日

下町 11日・21日

一見しただけで、上半月は上町から順に下町へ送られるが、下半月はそれに整合していないことに気づく。さらに、この市日配分では町ごとの開催周期に不均衡が認められ、上町のそれは中・下町と大幅なずれが認められる。かりに開催周期を3町に均等にするには、それぞれが市間15日となるように、

上町 1日・16日

中町 6日・21日

下町 11日・26日

とするのが妥当な配分方法と思われる。こうした不均衡が生じた経緯について、上町の市日が中町と下町から分与されたものと解釈すると、市日配分の現実もうまく説明できる。つまり、市町形成が先行した中町・下町の2町においてはすでに慶長期以前に市立てがなされており、

中町 6日・16日・26日

下町 1日・11日・21日

という市日配分のなかから、慶長期に町立てされた上町が、下町から1日、中町から26日をそれぞれ分けだしてもらったと推定される。

このように、町割を等分に区分し、変則な

がらも各町に市日を配分し市を巡立てすること、さらに「家買家売」を禁止して絹市を設定することは、特定の絹買宿による寡占を防ぐ役割を果たすと同時に、町毎に異なる来歴特性をもった市町を運営していくための基底をなした原理であったと理解できる。市の巡立ては、大宮郷に限らず六斎市に普遍的に用いられた方法であり、市町形成に不可欠な、市と町とを機能的に関係づける論理として重要な意味を持っていたと考える。

## V. 市掛商人の展開

つぎに、個々の六斎市を結びつけて地域に市場網を展開させた商人の組織について検討しておきたい。以下では関東西・北部における事例の中から、江戸時代前期の連雀商人と塩売商人、江戸時代中・後期の絹糶商人と香具仲間に注目し、それらに対比的にとりあげることで両者の間におこった変化について予察を進めてみたい。

周知のとおり、江戸時代前期までの関東の六斎市では連雀商人がひろく活動し、それぞれ「連雀司」あるいは「商人司」と呼ばれた統括者のもとに仲間組織が形成されていた。寛永期、小鹿野には連雀商人のための「連雀之宿」が市頭岩田家によって営業され、小鹿

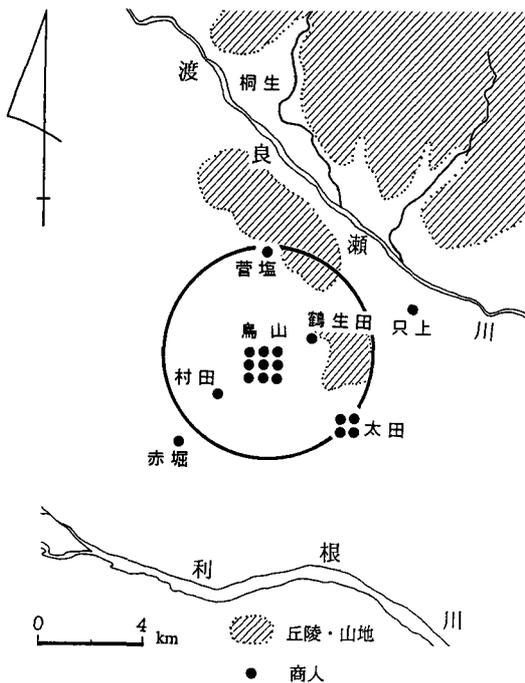


図4 天笠十郎左衛門支配の連雀商人仲間  
(寛永18年) (注20により作成)

野六齋市を訪れる連雀商人が利用していた。そのなかには大宮郷の連雀商人多左衛門・惣兵衛の下に組織された商人仲間が認められる<sup>18)</sup>。また、寛永7年(1630)の相模国当麻宿の市祭りに集まった商人衆の書き上げには、氏名に「殿」付されて多数の「若衆」を引き連れた商人が記されている<sup>19)</sup>。注目すべきは、彼らの居住地が市町ではなく、その多くは近隣の村落に分布していた点にある。小田原の外郎氏など都市居住の商人司とは別に、在村の商人統括者が多数存在していた事実が重要である。

同様の事例は、やはり寛永期に、上野国鳥山郷を拠点とした「連雀司」天笠十郎左衛門が組織した商人仲間にもみとれる。寛永18年(1641)の訴状<sup>20)</sup>に列記された商人仲間18名をもとに、その居住地を表した図4によれば、その分布は鳥山郷を中心に約4 km圏内におさまっている。天笠氏の仲間支配は、天正年間の初代隠岐入道による掟を規範にし、毎年1月20日を「えびすいわい」と称し寄合会合

の場としていた。天笠氏は仲間加入者を「若きもの」と呼び、名字を与え、太田六齋市をはじめとする近隣の市において間口1間の見世を出す権利を与えていた。さらに、「商人之上之さほう」という自治的裁量権を有し、市場や仲間組織を統括していたことが注目される。

他方、大宮郷の六齋市では江戸時代前期、「不断塩売定り人」として17人の商人の存在が認められる。万治元年(1658)、彼ら六齋市の塩売商人は販売する塩の一括供給を、川越城下の商人榎本弥左衛門に依頼した。その様子は榎本家の「万之覚」<sup>21)</sup>に次のように記されている。

万治元年戌九月十九日・申合ス

一、ちぶ大野原長兵衛殿・さたまね忠三郎殿  
兩人衆、江戸塩上り之時松山へ被参、それより川越へすくに参候時、乙子壱両に付三表三ト分仕候時、三斗三升入、此時松山うりこ衆にむれ三斗三升入壱両に六表にうり、わり合候て置候へとも、以来頼申由被申候間、兩人へ式両分式十二表渡うり申候、此時物語

ちぶ大宮市ハ六才立也、朔日六日十一日十六日廿一日廿六日也、此内松山市と指合テかつて悪敷ハ四日ト十日両市也、但市ノ間二日有故手廻し成かね候

大宮市にて不断塩売定り人以上十七人  
此内

かげ森(影森) 3人<sup>註</sup> 中村 1人  
くな(久那) 1人 あふ(阿保) 3人  
大野原 4人 さたまね(定峯) 2人  
野上 2人

右十七人衆老市に老人にて二表より十表迄ノ分ならし、売口老人にて五表うれにて、大宮市ノ一市にて百表大表うれ可仕候、但時により高下可有候

松山より駄賃馬所平沢、せんじと(千手堂)、しか(志賀)村、右三ヶ所大宮へ馬取所也、是にて万事可積候

注：人名を省略し人数を記載した。以下同。

なお、括弧内は筆者補注。

ここに記された塩売商人も、市町の大野原・

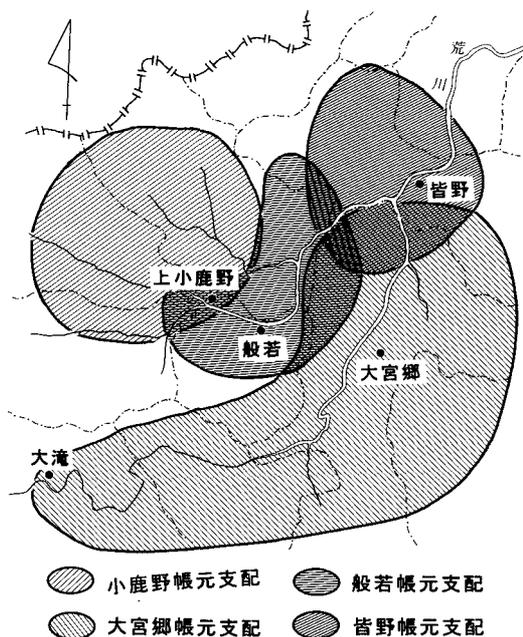


図5 秩父地方における帳元支配の地域構成(江戸時代後期)

(八木橋伸浩論文(注27)をもとに作成)  
注) 図中の鎖線は現行行政界を表わす。

野上の6名を除くと、その居住地の大半は村落であることが興味深い。六斎市が開かれる当の大宮郷にはおらず、影森・中村・久那・阿保はいずれも大宮郷に近接する村落である。

榎本家は当時、江戸堀江町に設けた出店では塩を仕入れ、川越城下では塩のほか米穀や煙草などを商う大店であったが、同時に松山や小川の六斎市を自ら市掛する塩売商人でもあった<sup>22)</sup>。榎本家の塩商いには、「売子」による販売が重要な位置を占めていたことも知られるが、川越周辺の毛呂・越生・中山の六斎市はそれら売子によって市掛されていたと推定される<sup>23)</sup>。さらに、榎本家は大宮郷への塩供給の契約直後に、同様の内容で甲斐国大月六斎市の塩売商人22人とも約定していた<sup>24)</sup>。榎本家にとって、大宮郷や大月の六斎市の塩売商人との間に交わされた販売契約の内容は、売子による販売方法と同義化されていたと思われる。その意味では城下町商人による六斎市

の流通支配の進行を予見させるが、江戸時代前期においては、いまだ城下町商人＝市掛商人の二面性をもっていった点が重要であり、その活動が市場網形成に果たした役割は大きいと考える。

さて、つぎに江戸時代中期以降の市掛商人についてみてみよう。秩父地方では麻絹生産の伸張を背景に、江戸時代中期から絹取引量が飛躍的に増加し、絹買宿や絹市を介さない流通の機会を拡大させた。「代買」に対抗する「自分買」商人による江戸商いが進展し、在方から絹を買い付ける絹糶商人の増大がみられ、村々に多数の商人を派生させた<sup>25)</sup>。それらは江戸呉服問屋への奉公稼ぎや絹買宿の「下人」の自立化として、前時代を継承し展開させたものと理解できる。江戸時代後期、絹の流通に係わるさまざまな「株仲間」が存在していたことは、著しい業態分化の進行と同時に、秩父地方の村落が輩出する新興商人層の急速な拡大を反映していた。文化5年(1808)の訴状<sup>26)</sup>にみられる下吉田村(現・吉田町)の六斎市の窮状は、そうした「自分買」商人で構成される「絹買仲間」が産地市場を実質的に掌握していた様子を語るものであり、市場網が彼らの市掛行動によって支えられていた実態を如実に表している。

また、江戸時代後期の秩父地方における香具商人の仲間組織も、六斎市の存立と深く関わる注目すべき事象の1つである。一般に、江戸時代後期において「香具商い」は農間稼の1つの業態とされていた。しかし、秩父地方の香具商いの類型は、農産物販売を含む多様な商業活動を包括しており、村々に居住する農間商人を基盤として「帳元」を頂点とするように重層的に組織化されていた<sup>27)</sup>。大宮郷のほか秩父郡内の主な市町に帳元が存在し、その帳元の下に寄合・会合と称する仲間組織が4～6つ構成され、郡内を分割していた(図5)。

類似の事例は、関東に限らず江戸時代中・

後期の他の地方でも散見される。たとえば越後平野の場合には香具商人の業態はより細分化されており、「香具=小間物」や「飴菓子」など商いの品に対応した商人仲間の組織化が進行していた。そのなかには蒲原郡漆山村（現、西蒲原郡巻町）庄右衛門にみられるように、200人余りにのぼる弟子を「飴売仲間」として在方村々に従え、なわばりとする市町祭礼の場を中心に広範な活動を展開していた<sup>28)</sup>。いずれも、村々に居住する「香具」や「飴売」商人仲間、「小商人」と称される振売商人など、市と市を繋いだ活発な農間稼の展開が六斎市を商いの場となし、かつ市場網存立の重要な基盤をなしていたものと考えられることができる。

## VI. おわりに

最後に、以上の検討を経て得られた知見と、近年提示されている見解との対応について、今後の課題を含めて言及しておきたい。

まず1つは、六斎市の成立と市町形成に関する一般論的展望である。それは、日本の都市形成を考えるうえでも極めて重要な部分である。本研究で明らかにし得た知見では、市頭が支配する町通の「中見世」「高見世」と町屋敷主支配の市庭の「内見世」「前見世」という、市見世支配にみられる分別の起源がこの問題に関する重要な特質を内包していると考ええる。これを、市と町の二重の空間構造と捉え、近世市町形成の大きな特徴とする解釈が提示されている<sup>29)</sup>。さらに、市と町の二重構造の成立を、市を町へ取り込む過程と捉え、その背景に市立方式の変化があったとする見解もある<sup>30)</sup>。しかし、前段階に相当する中世市町の「座」商人と町屋敷との対応関係について未だ十分な検討をみていない現時点においては、やや理念が先行している観がある。また、「居座」の場をめぐる解釈でも「町通」とするのは適当ではないと思われる。居座は「持分之庭」（大宮郷）<sup>31)</sup>、つまり市庭に割り振ら

れたと解することが妥当である。

その点、中世市庭における販売座席=市座を「市庭在家」の軒先を借りた場所とする藤田裕嗣の指摘<sup>32)</sup>は、注目を要する。つまり、町屋敷主による居座支配は、座商人の活動した中世市庭においてすでに存在していた可能性を含むことになる。たしかに、上野国室田の場合には、居座は「市屋敷」にのみ割り振られているもので、町並み全体を覆っていない点が重要である。本研究は中世の市町建設については検討しなかったため、この指摘に対して多くを言及し得ないが、市町景観の遡及的復原には地域的差異を考慮しつつ、より精緻に検討していく必要がある。戦国末期の開発と伝馬整備に連動した市町=新宿建設の事例や、中世市町からの段階的拡大の事例など、その展開の様相には地域による違いが著しい。それら地域的差異を領国経営の政策的意図に関連づけてきた従来の説明は充分とは言い難い。

本稿がとりあげた江戸時代初頭の秩父を中心とした関東西部においては、新規の町立と市立とが一体化されていた。このことは時代や位置的環境を異にする越後平野や東日本各地の六斎市に共通した特徴でもある。六斎市は、地域の生産基盤や取引商品、あるいは商人の態様に応じて必要とされた流通組織の一形態であって、その存在は一義的に時代限定されるものではないことを強く提起したい。江戸の都市的成長を背景とした関東の市町形成や、新田開発の進展を基盤とする越後平野の六斎市場網では、六斎市に求められた主たる機能は、絹や穀物などそれぞれの地域特産物の集荷買付にあった。そのほかの地域についても、六斎市が担った機能により詳細な分析を加えていくことによって、中・近世の市町形成の連続・不連続の問題にアプローチできるのではないかと考える。

また、江戸時代、東日本の多くの城下町が定期市を開設していた事実についても、改め

て注目する必要がある。それらはより開催頻度の高い十二齋市、十五齋市である場合が多いが、町組ごとに市を巡してする方法からみても、六齋市の複合体とみてとれる。従来、藩領域経済圏の中心に城下町を位置づけ、市町（在郷町）は城下町を補足するものとして概念化されてきた。問屋商人の分析が先行し、商品の移出入の経路をもって城下町－在郷町の階層性が強調されてきた結果である。本研究では、市町形成に焦点を絞ったため、同時期に進行した城下町形成を含めた検討が課題として残されている。近世城下町になぜ市が必要とされたのかという問いかけを、江戸時代の流通組織や市場圏生成についての規範的に再検討することで、日本における都市形成の地域的特質を解明する重要な糸口になると考える。

もう1つは、六齋市を存続させた地域的基盤、および定期市場網の地域的差異に対する展望である。たとえば、朝尾直弘は近江今堀を例に、商人・流通という都市的要素（都市性）が惣村の中に埋め込まれていた中世から、町（都市）と村（農村）の分離した近世（すなわち都市の成立）への展開を描いているが<sup>33)</sup>、少なくとも江戸時代前期の関東にあってはそのような明確な分化は適用できないのではないかと。逆に言えば、そうした都市－村落関係における商人・流通の未分化な状況こそが、関東や越後の六齋市や市町存立の重要な基盤であったと指摘することも可能であろう。さらには、江戸時代後期の秩父地方のように、「香具商人」や「小商人」と称される農間稼＝市掛商人（農家出店者）の広範かつ持続的な存在が、定期市場網の存立にとって不可欠な要素であったと考える。都市－村落を未分化のまま渾然一体となした地域的基盤が、六齋市を中核とする地域市場圏を支えていたとみることができる。

しかし、定期市場網の存立を都市－村落関係の分化・未分化の様相と関連づけて考察す

るには、定期市場網が存立しなかった地域（たとえば津軽藩など）の検討をふまえて、地域に則したより慎重な議論が必要である。また、市掛商人の系譜を遡及的に検討し、六齋市を通してみられる都市－村落関係の地域的多様性の実態、その時代的变化の地域的特質を解明することも残された課題の一つである。

筆者はこの点に関して、連雀商人の変容が重要な意味をもつものと考えている。たとえば、連雀商人のなかには小田原の外郎氏や前橋の木島氏、会津の梁田氏など、「商人司」として戦国後期に城下町に居住した例などはよく知られている。また、本稿でとりあげた秩父地方の町立ての場合は、市頭岩田忠兵衛ほか、町の重立衆を秩父の谷々から移住させることになった。しかし一方では、鳥山郷の「連雀司」天笠氏や当麻の市祭にみる若衆のように、村々における連雀商人仲間の活動が江戸時代前期に広範にみられたこともまた重要な事実である。それら連雀商人の商業活動の態様については、今後のさらなる検討を待たなければならない。したがって、塚田孝の「中世商人の行方のひとつとして近世香具師商人集団が考えられるのではないか」<sup>34)</sup>という仮説に対しても、ともに六齋市を商いの場とした連雀商人仲間と香具商人仲間とは連動する可能性が極めて強いと指摘するにとどめざるを得ない。江戸時代、中見世の取扱商品として抽出される多くが「小間物」ないし「呉服」で占められること、そして「香具」の主たる商品も「小間物」である点などが注意される。これらの商品は域外移入商品としての性格が強く、その小売販売の場として六齋市が求められたということも留意しておくべきであろう。彼らの具体像はその業態や掟を精査することによって明確さを増してくるであろうと予想される。

（立正大学地球環境科学部）

〔付記〕

本稿は歴史地理学会第41回(平成10年)大会シンポジウム「都市・村落論再考」の発表内容を文章にまとめたものである。報告に際し多くの御教示をいただきましたことに感謝申し上げます。なお、本稿の作成には文部省科学研究費補助金奨励研究(A)「近世期関東における市掛商人の地域的展開と市場圏形成」(代表者 岡村 治, 課題番号10780048)の一部を使用しました。

〔注〕

- 1) たとえば、桜井英治『日本中世の経済構造』, 岩波書店, 1996, 400頁。
- 2) 中島義一『市場集落』, 古今書院, 1964, 174頁。
- 3) 代表的なものに、①杉森玲子「近世前期における市町の構造—上州下室田を事例として—」, 史学雑誌105-12, 1996, 1~40頁, ②藤田裕嗣「日本中世における市庭と広場」, 国立歴史民俗博物館研究報告67, 1996, 159~176頁, がある。藤田論文は近世市町への展開を射程に含めている点で、本稿の検討に密接に関わる。
- 4) 大里郡寄居町岩田豊人家文書, 寛永8年(1631)「武蔵国榛沢郡藤田郷寄居町市場判定之帳」(埼玉県『新編埼玉県史資料編16』, 1990, 725~729頁に翻刻所収)。
- 5) 市見世の検討についてはつぎの拙稿を参照されたい。岡村 治「近世初頭の六斎市展開に関する試論—市庭の風景論—」, 千葉県史研究2, 1994, 42~49頁。
- 6) 佐原市伊能康之助家文書, 「氏族譜」(千葉縣史編纂審議会編『千葉縣史料近世篇下總國上』, 1958, 96~97頁)。
- 7) 秩父郡小鹿野町加藤録郎家所蔵岩田家文書, 寛永21年(1644)「乍恐以書付申上候事」。
- 8) 『埼玉県史資料編16』, 753~756頁。
- 9) 秩父郡小鹿野町加藤録郎家所蔵岩田家文書。なお、伝承によれば、岩田家は武蔵七党のひとつ丹党の系譜を引くとされ、現在も家印に用いているが、「岩田家系図」は天正期の初代四郎兵衛から記しているため、それを確認することはできない。
- 10) この史料は表題と年次をともに欠いているが、寛政期頃に岩田佐仲翁が作成したものと推定されている(小鹿野町誌)。したがって本稿ではこの史料を「小鹿野町由緒書」と仮題し、以下に用いる。なお翻刻は、歴史地理学調査報告5(筑波大学歴史地理学研究室, 1991, 138~140頁)に所収。
- 11) 田中圭一『帳箱の中の江戸時代史(下)』刀水書房, 1993, 38頁。
- 12) 岡村 治・川崎俊郎「西秩父における町形成と商業の展開—近世・近代の小鹿野町を事例として—」, 歴史地理学調査報告5, 1991, 1~29頁。
- 13) 田中著書, 前掲11), 43~46頁。
- 14) その事例として、上野国甘楽郡新羽村(現, 上野村)弥右衛門ほか3名の商人グループがあげられる。寛延元年(1748)「一札之事」(「松本家御用日記」, 柿原謙一編『秩父地域絹織物史料集』埼玉新聞社, 1995, 44~45頁に所収)。
- 15) 宝暦6年(1756)「御受申証文之事」ほか(『秩父絹織物史料集』, 53~56頁)。
- 16) 宝永6年(1709)「覚」(『秩父絹織物史料集』, 32~34頁)。
- 17) 田中達也「近世大宮町の形成過程」, 歴史地理学調査報告7, 1996, 1~15頁。
- 18) 前掲7)。
- 19) 寛永7年(1630)「市祭之覚」(相模原市『相模原市史第5巻』, 1965, 581~583頁)。なお、この史料に注目した先行研究のなかでも、本稿ではとくにつぎの藤田論文の見解を参考にした。藤田裕嗣「後北条氏領国における流通圏と流通システム」, 史林70-6, 1987, 73~113頁。
- 20) 寛永18年(1641)「乍恐以書付申上候」(群馬県史編さん委員会編『群馬県史資料編16』, 1988, 529~530頁)。
- 21) 『埼玉県史資料編16』, 823~824頁。
- 22) 『埼玉県史資料編16』, 46頁。
- 23) 『埼玉県史資料編16』, 832~833頁。
- 24) 『埼玉県史資料編16』, 825~826頁。
- 25) 平野哲也「秩父絹の生産と流通に関する一考察」, 歴史地理学調査報告7, 1996, 61~73頁。
- 26) 文化5年(1808)「乍恐以書付御訴訟奉申上候」(「松本家御用日記」『秩父絹織物資料集』, 108~111頁)。
- 27) 八木橋伸浩「秩父郡における近世後期の香具師集団」(地方史研究協議会編『内陸の生活と文化』, 雄山閣, 1986), 248~278頁。
- 28) 文化12年(1815)「差上申済口証文之事」(巻町『巻町史資料編3』, 1990, 401~403頁)。
- 29) 桜井著書, 前掲1), 155~160頁。
- 30) 伊藤裕久「近世市町の空間形成—会津盆地の

在方市町を素材として一』『年報都市史研究  
1』, 山川出版社, 1993, 60~82頁。

31) 天明元年(1781)「松本家御用日記」(『秩父絹  
織物資料集』, 92頁)。

32) 藤田裕嗣「市庭と都市のあいだ—地理学から  
の研究視角—」(中世都市研究会編『都市空間  
—中世都市研究1』, 新人物往来社, 1994),  
150~170頁。なお, 同氏は前掲注3)②の論文  
において, その所説を景観的に類型化している

(図4, 171頁)。本稿で扱った近世市町との関  
連では, 「広場」の概念は道路上を売場とする「中  
見世」に近いのではないかと思われるが, この  
点については稿を改めて検討したい。

33) 朝尾直弘「惣村から町へ」『日本の社会史  
6』, 岩波書店, 1988, 323~352頁。

34) 塚田 孝「身分制の構造」『岩波講座日本通史  
12』, 岩波書店, 1991, 107~146頁。